什器・備品の更新及び修理基準

1. 更新基準

- (1) 部品保有期間の終了等により修理が不可能な場合
- (2) 修理費用が更新費用を上回る場合等更新した方が経済的な場合
- (3) 同時期に購入した同一型番を一斉更新する必要がある場合(頻繁に故障が発生する場合等)
- (4) 議員事務室の入替え時等の電気ポットの更新

2. 修理基準

- (1)業務に支障を来すような故障の場合
- (2) 部品交換等の故障で、メーカー修理が可能な場合
- (3) 議員事務室の入替え時等において、傷、汚れ等著しく美観を損ねる場合
- 3. 修理対象になる主な事例
- (1)回転いす(議員用執務椅子、一般執務椅子等) ガス抜け、キャスター破損、張地の破れ及び汚れ、クッション破損、リクライニング 不良、肘掛け破損等
- (2)会議いす(会議椅子等) キャスター破損、張地の破れ及び汚れ等
- (3)会議いす(安楽椅子等) 張地の破れ及び汚れ、クッション交換等
- (4) 両袖机、片袖机、平机 (議員用執務机、一般執務机) 傷、へこみ、引き出し開閉不良、附属品破損、シール剥がし等
- (5) 角机、長机 傷、へこみ等
- (6) ワゴンキャビネット 引き出し開閉不良、キャスター破損、鍵の破損及び紛失、附属品破損
- (7) 書棚(キャビネット、書棚(造作家具)) 開閉不良、ガラス戸(ひび割れ)、棚板破損、耐震補強、汚れ、部分日焼け等
- (8) ロッカー 開閉不良、附属品破損、汚れ、部分日焼け等

4. その他

- (1) 什器・備品の更新及び修理実績は資料3-10に示す。
- (2)使用者の故意又は過失により、什器・備品が破損(タバコ焦げ跡、カッター傷等)、紛失(鍵、備品附属品等)等した際の費用負担については、原則として使用者が負担する。
- (3) 使用者以外による(2) と同様の事象が生じた場合、その者が特定できないときの負担については参議院と協議の上、決定する。